

第1回 小・中学校新しい指導体制あり方検討委員会 議事録（要旨）

1. 質疑応答

1-1 不登校と発達障害の関係

（委員）

- ・不登校の子どもの中で、発達障害等のある子どもの割合が分かれば教えてほしい。

（事務局）

- ・調査項目に発達障害に関する設問は設けておらず、具体的な把握はしていない。

（委員）

- ・ASD 等の学会では、発達障害への理解不足が不登校の要因となるケースが多いと言われている。今後の調査で割合が分かれば、対応に役立つのではないか。

1-2 主務教諭・指導教諭について

（委員）

- ・主務教諭・指導教諭に関する他県の先行事例や制度内容を参考までに知りたい。
- ・管理職の役職定年後に指導・助言役として勤務する場合の給与等の取扱いも教えてほしい。

（事務局）

- ・東京都に主任教諭という主務教諭と類似の制度がある。その他の自治体の状況は今後調査する。
- ・役職定年後の指導教諭等の在り方についても、給与等の取扱いの点も含め今後検討していく。
- ・主務教諭の導入については県ごとに対応が分かれており、本県でも設置の有無を含め検討中である。

（委員）

- ・主任教諭・主務教諭について、試験を実施して採用する制度にするよりかは、学年主任などの手当主任と同様な立場で、月額制にするのがよいと考えている。

1-3 グループ担任制・学年担任制について

（委員）

- ・グループ担任制・学年担任制の具体的な内容と、令和8年度に予定しているモデル校での実証研究の内容を知りたい。

（事務局）

- ・グループ担任制とは、複数の教員がチームで複数学級を担任する仕組みを想定している。朝の会や給食、1日の中で担当を分ける形や、週単位で担当を変える形などがある。令和8年度の実証研究は、綾川中学校、城西小学校、大内小学校で実施予定であり、実践を通してメリット・デメリットを明らかにしたい。

1-4 公開授業・教員研修の充実

（委員）

- ・公開授業と研究協議を通じた教員研修をどのように充実させるのか、県教委の考えを聞きたい。

（事務局）

- ・今年度から、義務教育課指導主事がチームを組んで、直接、学校を指導する機会の多い市町教育

委員会の指導主事や各教科の授業づくりを支援する体制に変更した。来年度からは、総合授業力リーダーを指定する方式から希望者を募る方式に変える予定である。さらに、授業づくりを支える「授業づくりサポーター」も募集し、公開授業と協議を通じてノウハウを共有する研修へと転換していく。

1-5 教員の魅力発信・スクールカウンセラー

(委員)

- ・教員の魅力ややりがいをもっと発信する取組は行っているか。
- ・スクールカウンセラーの活用についても考えを聞きたい。

(事務局)

- ・若手教員へのインタビュー動画を作成し、YouTube で公開している。今後は SNS 等も活用し、教員の魅力や日々のやりがいが伝わるよう発信を強化したい。
- ・スクールカウンセラーについては、現状は相談を待つ形が中心だが、今後は、生徒指導上の諸課題に関する調査等で傾向をつかみ、子どもの個別状況に応じて、学校ごとに必要なアプローチを助言できるようにしていきたい。

1-6 定年延長後の離職・待遇

(委員)

- ・定年延長の制度がある中で、60 歳で離職する教員の割合や理由を把握しているか。また、待遇面も含めて現場に残る動機づけが必要ではないか。

(事務局)

- ・正確な数値は整理中だが、今年度 60 歳を迎えた方のうち、来年度も学校現場に残る方は 7 割近い数字だったと記憶している。管理職のまま残る方、教諭として残る方、再任用等で残る方など、一定数いる。整理したデータは改めて提供したい。

1-7 保護者対応・合理的配慮

(委員)

- ・保護者対応に苦慮して休職する若手教員への支援体制はあるのか。
- ・資料に合理的配慮の視点が見当たらない理由を知りたい。

(委員)

- ・スクールカウンセラーやソーシャルワーカーに求めていること、また学校の組織としての対応状況を知りたい。

(事務局)

- ・初任者教員への対応としては、健康福利課によるカウンセリングを実施しており、状況に応じて早期に依頼することもある。健康福利課より、教員の相談窓口の周知もしているが、利用はまだ少ない。また、対応に苦慮する若手教員をサポートするための非常勤講師の配置などがあるが、人材不足もあり十分ではない。
- ・保護者対応が難航する場合には、スクールロイヤー等の活用も含め、学校の問題の受け皿となる仕組みを検討中である。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーへのスーパーバイズ等

も行っている。

- ・合理的配慮については、具体化・定着の両面に課題があり、現状では担当教員等の個人の経験に頼る部分がある。今後は学校全体で体系的に支援できる体制の構築を進めたい。

(委員)

- ・合理的配慮という観点から ICT が活用されている事例を把握しているか。

(事務局)

- ・さまざまな教材や支援が行われていることは把握しているが全体像が見えていないので、情報収集していきたい。

2. 意見交換（委員からの主な意見）

2-1 委員 学校内外の両面からの対応

- ・学校内の指導体制だけでなく、社会や保護者への発信を含めた学校外への働きかけも必要である。
- ・理想論だけでなく、現場の実態に即した柔軟な制度設計が必要である。若手教員が自分ごととして取り組めるよう、研修や支援体制を充実させるべきである。

2-2 委員 主務教諭・講師の処遇

- ・主務教諭は、校長・教頭退職後や役職定年後の教員が、総合的な調整役として力を発揮できる可能性がある。
- ・講師の処遇改善は重要だが、講師が採用試験の勉強と両立しにくくなる懸念もある。

2-3 委員 主務教諭・中堅層の役割

- ・主務教諭は教員間の連携協力を促す役割として期待できるが、他の教員が関与をためらうようにならない配慮も必要である。
- ・中堅世代の教員が最も大きな役割を担っていることを踏まえ、主体的に活躍できる体制が必要である。
- ・小学校低学年、特に 1 年生については、35 人学級だけで十分か再検討の余地がある。

2-4 委員 教員の魅力発信と合理的配慮・スクールカウンセラー

- ・教員の魅力や意義を力強く発信していくことが重要である。
- ・スクールカウンセラーはカウンセリングだけでなく、守秘と連携の両立が必要であり組織的な活用が求められる。
- ・合理的配慮についても、個別対応にとどめず、組織として共有・連携する体制が必要である。

2-5 委員 専科指導、複数担任制、校長裁量

- ・小学校専科指導を 3 年生まで拡充した効果は大きい。
- ・35 人学級は小 1 ではなお厳しい面があるため、複数担任制やチーム担任制は有効である。
育児短時間勤務の教員も担任をする状況であり、チームで担任する仕組みは現場に合っている。
- ・校長の裁量で加配等を柔軟に使える制度が望ましい。

2-6 委員 教員の確保・教員の資質能力の向上・働き方改革

- ・時間外勤務が多く先生方が負担を感じている状況のところへ就職しようとは思わない。
- ・採用試験の場では勉強時間が取れず合格できていないのではないかという講師の話も聞く。
- ・教員数の確保、先生方の資質・能力の向上に合わせて働き方改革のことも考えて、先生方が現場でしっかりと力を発揮できるような体制づくりが必要である。
- ・市町教育委員会としては、市町単独の教員や支援員などを配置して、教員だけでは対応しきれない部分を支援する取り組みを進めており、財政面や運用面を強化していかなければならない。
- ・学校現場としては、県や市町から与えられた人数をどう使っていくかということになるが、学校ごとに状況は異なるため、それに応じた学校現場の支援体制を検討している。

2-7 委員 教育現場の状況と子ども主体の支援

- ・現場の実態とデータを突き合わせて考えることが重要である。
- ・香川の小中学校の現場の当たり前のどこにメスを入れていく必要があるのかがポイントになる。
- ・香川型指導体制は、定数改善につながったことが一つの功績であり、それによって生まれた余白がその先にどのような授業や指導を目指すのかという点で、「個に応じたきめ細かな指導」という形で、子どもをしっかりと見ることに意味があったのだと思う。しかし、その機能は今なお果たしている一方で、国の施策としてはそれをさらに進める方向にある。
- ・条件整備としての側面を持っていた香川型指導体制と、これまでの香川型指導体制に乗せて進めてきた指導法、その理想の指導の姿自体を改めて考えていく必要がある。
- ・現場の実態と国の施策の双方を踏まえ、単に追従するのではなく、うまく生かしていくためにもアンテナを高くすることが重要である。
- ・支援が必要な子どもを支援するときには取りこぼした部分をどうするかという発想になりがちで、結果しんどい学校がしんどくなっていく傾向があるため、底上げだけでなく引き上げも必要であり、個別対応だけでなく、協働的に進めていくことも重要である。
- ・2階建ての支援として、まず取りこぼさないような共通の基盤を作り、その上でフォローが行き届かないところをどう支えるかという段階的な支援の考え方がある。
- ・学校の柔軟化には、カリキュラムや学校の体制の作り方を包括的にしていくことが重要である。
- ・働き方改革は単なる業務削減ではなく、生産性向上につながるものであるべきである。

2-8 委員 子ども主体の検討

- ・子どもたち自身が主人公となれるような教育や体制をつくるかという視点が主であるべきである。
- ・「授業づくりの三訓」を具体的にどう実践するのかを考えることが重要である。

2-9 委員 教員の動機付け

- ・教員の心に火をつけることが重要だと考えている。
- ・条件をどれだけ整備しても、教員自身に「やろう」という気持ちが無ければ、結局は人数だけ、形だけになってしまうため、先生方が自分ごととして取り組めるような支援に力を入れるべきである。
- ・そのためには、教員に実際に良いものを見せることが重要である。

2-10 委員 香川型指導体制の立ち上げ

- ・平成 13 年に香川型指導体制を作り、1・2 年生の複数担任や国の定数改善を活用したきめ細かな指導を実施した。
- ・第 7 次定数改善の際、香川県では本来 45 人程度の配置が見込まれたが、県として 90 人の配置を要望し、国の理解を得て実現した。
- ・当時の複数担任制が今なくなったのか不思議だが、小学校 1・2 年生は複数で細かく見ていくことが大切である。
- ・校長就任時には 1・2 年生のクラスすべてに複数担任が配置されていたが、校長の裁量として 2 年の担当は全校の各クラスでの対応ができるようにした。
- ・県の施策の中でも、校長の裁量ができるところは大きいにあると思うので、活用事例を積極的に示すとともに、校長の自由裁量権について検討してほしい。

3 次回の予告

(委員長)

- ・第一回は、県からの提供資料の説明、質疑応答、全体的な観点での意見交換であったが、次回からは、論点を絞って意見交換をしていきたい。